

## 1 日時

日時：令和3年11月8日(月) 14:00～16:00

第1部：令和3年度結婚新生活支援事業参加市町（対面方式）

秩父市、鴻巣市、坂戸市、川島町、長瀨町、小鹿野町、神川町、松伏町

第2部：（上記の市町及び）川越市、熊谷市、飯能市、本庄市、上尾市、  
入間市、富士見市、幸手市、毛呂山町、横瀬町、上里町、寄居町（Zoom）

## 2 概要

第1部：①令和3年度の現状報告及び内閣府との意見交換について報告

②参加市町から現場の対応や問題点等を報告及び意見交換

第2部：①令和4年度概算要求内容（内閣府：9月末）の説明

②県としてモデル事業に参加する予定の取組の説明

③質疑応答及び意見交換

➡補助率が高い(2/3)連携コースが使えるよう内閣府と調整中

## 3 今後の予定

・令和4年度参加予定

○ 一般コース 4市町

○ 都道府県主導型市町村連携コース 10市町

・県、市町村の計画案策定

# 参考：R3 結婚新生活支援事業

資料 1-2

## 事業背景

- 「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされている。
- 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、「実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する」こととしている。
- このことから、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

## 令和3年度事業概要

### 一般コース

- **補助対象** : 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用
- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が**39歳以下**かつ**世帯所得400万円未満(世帯年収約540万円未満に相当)**の新規に婚姻した世帯
- **補助上限額** : 1世帯当たり30万円※結婚祝い金（現金）や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外
- **補助率** : 1/2

### 都道府県主導型市町村連携コース

総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取組を、モデル事業として重点的に支援。（補助対象、対象世帯は上記一般コースと同じ。令和3年4月1日現在 12都道府県、142市区町村実施予定）

- **補助上限額** : **夫婦ともに29歳以下：60万円、左記以外：30万円**（いずれも1世帯当たり）
- **補助率** : **2/3**
- **実施要件** : ①都道府県が中心となり、**本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を提案、内閣府において審査・採択。**  
 ②事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための**協議会等を設置。**  
 ③総合的な結婚支援の観点から、都道府県においては、**結婚支援に関する取組を実施**すること。  
※結婚支援に関する取組例：結婚支援センターの設置・運営、出会いの機会・場の提供、結婚支援ボランティアの育成等(単費によるものを含む)  
 ④新生活の円滑なスタートアップを支援するため、受給者に対し、自治体実施する**家事育児参画促進講座など、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組(セミナー等)への参加等を義務付け。**  
※市区町村が実施する結婚新生活支援事業に係る経費に加え、自治体(都道府県・市区町村)が実施するセミナー等の開催経費も補助率を高め支援  
 ⑤事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

※地方自治体により、事業名称や対象世帯、補助上限等の内容が異なる場合あり。

# 結婚新生活支援事業

## 事業背景

- 「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされている。
- 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、「実効性のある少子化対策を進めるため、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援する」こととしている。
- このことから、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方公共団体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

## 令和4年度

### 都道府県主導型市町村連携コース

総合的な結婚支援に取り組む都道府県が主導し、自治体間連携の促進により本事業を実施する市区町村の割合を面的に拡大する取組を重点的に支援。

- **補助対象** : 婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用、**リフォーム費用**
- **対象世帯** : 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満（世帯年収約540万円未満に相当）の新規に婚姻した世帯
- **補助上限額** : 夫婦ともに29歳以下：60万円、左記以外：30万円（いずれも1世帯当たり）※結婚祝い金（現金）や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外
- **補助率** : 2/3
- **実施要件** : ①都道府県が中心となり、本事業を実施する市区町村を面的に拡大する計画を策定、内閣府において審査。  
②事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論するための協議会等を設置。  
③「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組」及び「大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくり」の取組を実施し、複数の自治体の連携により実効性のある少子化対策を管内自治体で推進。  
※市区町村が実施する結婚新生活支援事業に係る経費に加え、自治体（都道府県・市区町村）が実施する取組に係る経費も補助率を嵩上げて支援  
④事業実施期間中は適宜課題の抽出等を行うとともに、内閣府としてフォローアップを実施。

### 一般コース

- **補助上限額** : 1世帯当たり30万円
- **補助率** : 1/2
- ※補助対象、対象世帯は上記連携コースと同じ

※地方分権の提案を受けた継続補助の追加：前年度補助上限未満の支給世帯の継続補助制度を追加

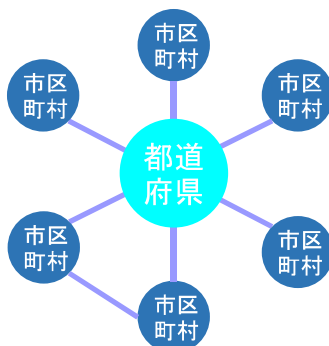
# 都道府県主導型市町村連携コースにおける連携事業について

## 【基本的な考え方】

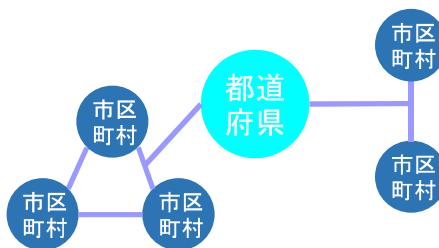
- 重点課題事業「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組」及び「大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくり」の両方の取組を都道府県・市区町村の連携により実施。
- 都道府県が重点課題事業に取り組み、管内市区町村がその事業効果を高めるため連携することを基本とする。
- 連携自治体の全てが事業化や費用負担を必須とするものではないが、具体的な役割を持った積極的な取組参画を要し、単に事業周知への協力のみといったものは認めない。

## 【連携イメージ(一例)】

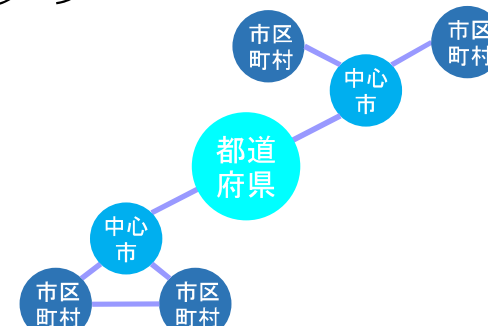
① 都道府県の取組に市区町村がそれぞれ連携するパターン



② 複数の市区町村が連携し、都道府県の取組と連携するパターン



③ 都道府県と中核的な市区町村が連携し、その他の市区町村がこれと連携するパターン



## 「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援等の取組」にかかる連携の具体例

事業メニュー	都道府県の主な取組内容	市区町村による連携の例
AI活用を始めとするマッチングシステムの高度化等の取組 (事業概要ポンチ絵P3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○AI活用等の高度な機能を有するシステムの導入・改良</li> <li>○交際や成婚につながるための相談員による伴走型支援の実施</li>   <li>○オンライン婚活システムの導入</li> <li>○オンラインでのお見合い、婚活パーティー、セミナー等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■サテライトセンターや相談窓口の開設</li> <li>■出張相談会の開催・共催</li> <li>■システム高度化等を契機とする新規入会キャンペーンやキックオフイベントの開催・共催</li> <li>■相談員研修等の地区開催</li> <li>■オンライン婚活機器の貸し出し事業の実施</li> <li>■オンライン婚活イベントの開催・共催</li> <li>■地域団体と協働した相談員等の人材の発掘</li> </ul>
結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した取組 (事業概要ポンチ絵P4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育成計画の作成</li> <li>○研修等の実施</li> <li>○取組拡大のための協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談員研修等の地区開催</li> <li>■地域団体と協働した相談員等の人材の発掘</li> <li>■地域におけるボランティアグループの組織化支援</li> </ul>
その他、自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組 (事業概要ポンチ絵P5~6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マッチングシステムの共有化</li> <li>○広域的な出会いイベントやセミナーの開催</li> <li>○異業種交流事業の実施</li> </ul>	上記の他、 <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域企業や商工会議所等に対する事業参画の働きかけ</li> <li>■出会いの場づくりや婚活イベントに協力する店舗の開拓</li> <li>■広域的なイベント開催時の支援ボランティアの確保</li> </ul>

## 「大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組」にかかる連携の具体例

事業メニュー	都道府県の主な取組内容	市区町村による連携の例
様々な主体の連携による総合的な機運醸成の取組 (事業概要パンチ絵P7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議の場の設置</li> <li>○地域課題の抽出、先進事例調査、新たな取組促進</li> <li>○地域における機運醸成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地元企業や商工会議所等に対する事業参画の働きかけ</li> <li>■フォーラムやキャンペーンの地区開催</li> </ul>
子育て世帯に学ぶライフデザインの取組 (事業概要パンチ絵P8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受け入れ家庭の募集・リスト化</li> <li>○参加希望者の募集・マッチング</li> <li>○報告会等の開催、取組に係る情報共有・広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地元企業や民間団体と連携した受け入れ家庭募集への協力</li> <li>■学校等と連携した参加者の募集</li> <li>■家族留学実施における現場フォロー</li> </ul>
男性の育休取得と家事・育児参画促進の取組 (事業概要パンチ絵P9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対企業の取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・イクボス養成講座、トップセミナー等</li> </ul> </li> <li>○对当事者の取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事育児講座、コミュニティ形成</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地元企業や商工会議所等に対する事業参画の働きかけ</li> <li>■取組と連携したセミナー・イベント等の実施、運営支援</li> <li>■新婚世帯における男性の家事育児分担の意識形成を目的とする取組</li> </ul>
多様な働き方の実践モデルの取組 (事業概要パンチ絵P10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル実施にかかる企業等の選定</li> <li>○モデル事業の実施</li> <li>○普及のための取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地元企業や商工会議所等に対する事業参画の働きかけ</li> <li>■参画企業の紹介やインセンティブ付与</li> <li>■取組と連携したイベント等の実施</li> </ul>
子育て分野におけるICTやAI等の活用促進の取組 (事業概要パンチ絵P11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの導入</li> <li>○相談体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■システム利用に係る相談窓口等の開設</li> <li>■取組と連携したイベント等の実施</li> </ul>
子育て家庭の負担軽減のための取組 (事業概要パンチ絵P12~14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家事・育児支援サービスの体験支援</li> <li>○妊婦や多様な子連れ世帯の外出・移動支援</li> <li>○地域の子育ての担い手の多様化支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各サービス利用に係る相談窓口等の開設、事業者開拓</li> <li>■取組と連携したイベント等の実施</li> <li>■地元企業や商工会議所等に対する事業参画の働きかけ</li> <li>■都道府県が実施する研修等の共催</li> </ul>



## 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

## 実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

## 3つの事業類型

### 基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等  
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

日時	協議テーマ	参加状況等
令和3年11月22日	<p>利用者支援事業は「利用者支援」と「地域連携」の2つの機能を持つことにより、個々の保護者のニーズに的確に対応することが求められている。しかし、保護者のニーズには複合的なものがあり、教育・保育・子育て支援のみではなく、医療・保健等の隣接領域の様々な支援が一体的包括的に提供される必要がある。</p> <p>特に、配慮を要する家庭などへの支援について関係機関と十分に連携し、児童虐待の発生予防・迅速な対応を行う必要があることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子育て支援機関との連携・役割分担」</li> <li>○ 「児童相談所等専門機関との連携」</li> </ul> <p>について、参加者が5つのグループに分かれ協議テーマや各市町村の現状等について意見交換を行った。</p>	<p>参加者 20市町村 27名</p> <p>【アンケート結果】</p> <p>とても参考になった 18人          参考になった 9人          どちらとも言えない 0人          参考にならなかった 0人</p> <p>※日ごろ他市町村の状況を聞ける機会が少ないので直接話げできたことは有益だったとの意見が多数あった。</p>



子ども子育て支援法第2条第1項第3号 「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」

子育て支援に関する多様な施設や事業者の体制整備

体制を効率よく活用するために利用者支援事業を実施

### 利用者支援事業に関する国の動向

国庫負担金割合の引き上げ ~R2 1/3 ⇒ R3~ 2/3

「多機能型地域子育て支援の取組」加算の創設

「重層的支援体制整備事業」で各家庭が抱える問題に横断的に対応

【新規】

基本型を実施する事業所が一体的相談機関(児童福祉と母子保健)との連携のための経費を支援する加算の創設(令和4年度予算案に計上)

様々な機関やサービスの橋渡しを担う利用者支援事業の重要性は高まっていく

### 1 県からの事業説明

- ① 少子政策課から利用者支援事業の概要について説明
- ② こども安全課から児童虐待対策に関する市町村の役割について説明

### 2 事例発表

#### 【川越市】

令和2年6月に福祉総合相談窓口を設置し各分野の専門職の相談と連携によるワンストップの相談を実施  
令和3年度から重層的支援体制整備事業に移行し、7月には子育て安心施設「すくすくかわごえ」を設置

#### 【飯能市】

子育て中の市民と共同で「子ども・子育て応援紙 子みゆにてい」を年4回発行  
地域子育て支援拠点等の実務者会議に保健師が定期的に参加し情報共有を実施

#### 【和光市】

「わこう版ネウボラ」事業により妊娠期から就学まで切れ目のない支援を実施  
ネウボラ課で母子保健の範疇だけでなく子ども・子育て支援、利用者支援、地域子育て支援拠点等も実施

### 3 グループワーク

- 参加市町村 20市町村 27名  
川越市・熊谷市・飯能市・本庄市・東松山市・狭山市・鴻巣市・上尾市・越谷市・戸田市  
入間市・志木市・和光市・新座市・桶川市・三郷市・蓮田市・坂戸市・ふじみ野市・毛呂山町
- 5～6名で5グループに分かれ、それぞれの市町村の状況や疑問点などについて情報交換を行う  
など今後の効果的な事業の実施について議論を行った。
- 【話し合われた主な課題】
- 母子保健分野との連携はまだ不十分な部分がある。
- 保健センター等関係機関とは「顔が見える情報共有」が大切、情報を「見える化」するなど  
うまく活用してく力が必要になる。

## 待機児童対策協議会 活動報告

施設整備・指導担当

## 1 令和3年度の実施状況

## (1) 開催日

第1回 令和3年12月24日（WEB会議）

## (2) 内容

- ・待機児童対策に関する調査（幼稚園との連携、送迎保育ステーション事業等）の集計結果についての意見交換
- ・取組事例紹介
  - さいたま市（さいたま市子育て支援型幼稚園、さいたま市内幼稚園等と地域型保育事業との連携）
  - 越谷市（こしがや「プラス保育」幼稚園事業）
  - 鴻巣市（送迎保育ステーション）

## (3) 協議会委員（令和3年12月末現在）

## 23市町

さいたま市、越谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、白岡市、杉戸町

※協議会には、オブザーバーとしての参加も可能です。

## 2 今後の展開

保育所の新設だけでなく、幼稚園の空き教室の活用や送迎保育ステーションの実施など、地域の実情に応じた対策などについて情報共有を行い、待機児童解消を目指す。

## &lt;参考&gt;

## 【埼玉県の待機児童数】（令和3年4月1日現在）

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3
待機児童数（人）	1,026	1,258	1,552	1,208	1,083	388
前年比（人）	▲71	232	294	▲344	▲125	▲695

## 【年齢別待機児童の割合】（令和3年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
待機児童数（人）	23	245	91	23	6	388
構成比（%）	5.9	63.1	23.5	5.9	1.6	100.0

92.5%

【受入枠確保の実績と計画】

区 分	内 容	受入枠	
		R2 実績	R3 計画
保育所	安心こども基金(又は交付金)による保育所整備等	4,199 人	1,860 人
認定こども園	安心こども基金(又は交付金)による認定こども園整備等	370 人	830 人
地域型保育事業	小規模保育などによる低年齢児保育の促進	851 人	670 人
幼稚園の活用や 企業との連携	幼稚園における預かり保育の促進、企業内保育所の促進、企業主導型保育事業活用への支援	252 人	840 人
合計		5,672 人	4,200 人

## 地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）の概要

1 交付金の申請者：**都道府県又は市町村（特別区含む）** ※申請方法は、（市町村→）都道府県→内閣府

2 交付金の対象事業：都道府県又は市町村が**子供の貧困対策として実施する以下の(1)～(4)の事業**

### (1) 実態調査・計画策定

【補助率1/2、補助基準額（事業費の上限）：原則300万円（①②の合計）】

#### ①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握

#### ②支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定  
※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

（参考：交付金の活用例）

- ①調査票の設計、調査結果のデータ入力・分析等を行う臨時職員の報酬、有識者の意見聴取に係る旅費・謝金、調査票の発送・回収費
- ②計画策定委員会外部委員の旅費・謝金、報告書の印刷費、等

### (2) 子供等支援事業

【補助率1/2、補助基準額：都道府県（政令市）1,500万円・市町村800万円（①②の合計）、都道府県（政令市）300万円・市町村150万円（③）】

#### ①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業、アウトリーチ支援等

#### ②連携体制の整備

- ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社会福祉協議会、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

#### ③研修事業

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

（参考：交付金の活用例）

- ①コーディネーターの報酬、アウトリーチ支援のための交通費
- ②連携のための会議開催に係る会議費、会場借料、旅費・謝金
- ③研修会講師の旅費・謝金、開催通知の発送費、会場借料、等

### (3) つながりの場づくり緊急支援事業

【補助率3/4、補助基準額：1事業あたり都道府県（政令市）250万円、市町村125万円】

- ・子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

- ※ ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

（参考）委託等において、事業の実施に必要な人件費や食材費等を経費に含めることも可能。一方、団体運営に係る人件費等の経常的な経費は対象外。

※ 令和3年度補正予算（令和3年12月成立）において、以下の(4)事業を新たに創設

### (4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

【補助率10/10、補助基準額：1事業あたり都道府県（政令市）250万円、市町村125万円】

- ・地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※

- ※ ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
- イ 新たな居場所を新設する事業（例：既存の居場所と違う地域に新設）
- ウ 新たな取組を実施する事業（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

※以下の要件が必要

- ・自治体による委託事業であること
- ・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの（上記ア～ウ）。

※ 交付金の交付要綱や交付実績等の詳細は内閣府ホームページを御参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>